## 割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年３月26日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

| 名　　称 | 本店の所在地 | 許可番号 | 営業廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 株式会社池田友の会 | 山形県鶴岡市本町二丁目２番27号 | 友第2029号 | 令和８年３月４日 |

## 割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年３月26日　　東北経済産業局長　佐竹　佳典

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年５月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年５月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

| 名　　称 | 本店の所在地 | 営業廃止年月日 |
|---|---|---|
| 株式会社池田友の会 | 山形県鶴岡市本町二丁目２番27号 | 令和８年３月４日 |

記

あて先　〒980―8403　宮城県仙台市青葉区本町三丁目３－１
東北経済産業局産業部消費経済課
電話022―208―6775
メールbzl-thk-tomo001@meti.go.jp

---

様式

申　　出　　書

東北経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

## 登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年３月26日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 株式会社太平フィナンシャルサービス |
| 本店の所在地 | 東京都文京区本郷一丁目13番４号 |
| 登録番号 | 関東（個）第108号―１ |
| 営業廃止年月日 | 令和８年２月20日 |

## 公示催告